初摘発で広がる「取り締まり強化」の空気

「路上で寝る」は犯罪か？

石に枕し、流れを阻む――。酒に酔ったのか、車道で寝る「路上寝込み」。でも笑いごとじゃありません。歴とした道交法違反で、摘発もされるんです。

初めての摘発だった。昨年4月12日の午前3時前のこと。埼玉県内の国道を走っていたトラック運転手の目の前に、急に男性の寝姿が現れた。深夜の街にブレーキ音が響いた。

トラックは男性の手前ぎりぎりで停止。運転手はほっと胸をなでおろしたが、停止できなかった後続のトラックやトレーラーなど4台が事故に巻き込まれ、約3時間半、通行止めとなった。

路上にいたのは、埼玉県越谷市の会社役員男性(62)。都内で酒を飲んでタクシーで帰宅したが、間違えて自宅から1キロ以上離れた場所で下車。歩いて帰る途中、疲れて中央分離帯に座り、車道へ足を投げ出して突っ伏して寝ていたのだった。

5万円以下の罰金

埼玉県警越谷署は3カ月後、道路交通法違反（道路における禁止行為）容疑で男性を書類送検（その後、不起訴処分）。「路上寝込み」での摘発は、全国初だった。

道交法76条は道路での「寝そべり、座り、しゃがみ、立ち止まること」を禁じていて、違反者には5万円以下の罰金。中でも夜間の路上寝は、ドライバーが見つけづらくて重大な事故につながる恐れがある。

警察庁によると、昨年の路上寝込み等による死亡事故件数は全国で158件。都道府県ごとで見ると、千葉県（16件）と埼玉県（15件）が特に多い（表）。埼玉県は2011年まで4年連続ワースト1位だった。

なぜこの両県で多いのか。埼玉県警の担当者は、

「飲み過ぎる方が多いようだが、はっきりした理由は不明」

と言うが、最寄り駅から自宅まで遠い人が多く、途中で休憩することなどが推察される。

埼玉県警ではこれまで、路上寝込み防止キャンペーンを実施してきたが、より警鐘を鳴らそうと、初めての摘発に踏み切った。その後は新潟県警も、常習者などは摘発する方針を発表。「路上寝は犯罪」というムードが広まりつつある。

過失割合は5対5

交通問題に詳しい高山俊吉弁護士によると、夜間の路上寝込みによる運転手と歩行者の過失割合は原則5対5。事故に遭った場合、寝込み者側が受け取れる賠償額は半減する計算だ。

加害者からは「まさか道で人が寝ているなんて」「寝ているほうが悪い」と、被害者の責任を訴える声も聞かれる。ネット上でも、路上寝事故の報道が出るたび、「運転手かわいそう」「こんなの避けられない」と、ドライバー擁護の書き込みが相次ぐ。

ただ、被害者遺族の取材経験が豊富なジャーナリストの柳原三佳さんは、こう指摘する。

「ドライバーの供述だけで『路上で寝ていた』と決めつけられ、苦しむ遺族も多い。遺族が調べた結果、すねにバンパーが当たったような横向きの傷があり、立ったまま事故に遭ったと分かったケースもある。亡くなった人の名誉に関わる問題です」

捜査関係者も難しさを認める。

「ひき逃げや複数回ひかれることもある。捜査が非常に困難」

路上寝は春から夏にかけて増え、これからの歓迎会シーズンも要注意だ。飲み過ぎてしまう自覚がある人や、家族が心配な人は、鞄や服に反射材を付けるなどの対策も重要だ。

実は道交法では、夜間はハイビームで走行することが基本とされている。対向車がある場合などに下向きにするルールだ。ドライバー側は、こうした原則にも注意し、法定速度や車間距離を守ることが重要になる。

「ドライブレコーダーを付けておくことも自己防衛手段になる」

と柳原さんは指摘する。

編集部　深澤友紀

沖縄県・宮古管内での路上寝込みは昨年730件もあった。多い日は7、8件の通報があるという。上着をたたんだり、靴を並べて置いたりしている人も。それでも「イエローカード」と呼ばれる路上寝警告書の導入など対策が奏功してか、死亡事故はゼロだった

路上寝込み等の「死亡事故」が多いのは

1	千葉県	16件
2	埼玉県	15件
3	東京都	11件
4	愛知県	10件
5	兵庫県	9件
6	大阪府	7件
6	長野県	7件
8	神奈川県	6件
8	群馬県	6件
8	新潟県	6件

（警察庁まとめ）

photo　沖縄県警宮古島署提供